

# リストラNO！サービス残業STOP！賃金UP！を

## 電機想要求アンケートへ寄せられた声

「年々生活費が上がるのに毎年千円くらいしか上がらない」

「約十年等級が上がっていないので、毎年千円くらいしか月給が増えない。残業手当が無いと家族を養えないが、残業の申請も出来ない。教育費は年齢とともに増えるので、賃金もある程度年功の部分を残して欲しい。生活費重視の賃金を望む」 (本社、三十代男)

「別会社への出向・転籍もいいかげんな説明で押しつけ」

「会社は別会社を作り、同意説明をまよかし程度にして、どんどん職場環境を劣化させている。(中略) 出向・転籍、そこからまた、出向・転籍・・・度が過ぎる」 (本社、四十代男)



## 競争させるだけの「成果主義」はインチキ

「ボーナスでインセンティブ分上乗せはいいのですが、「課毎」で上乗せが定額と決まっているので、課全体の人ががんばったら、一人の額は低額になる。不満極まる」 (横浜、三十代男)

「裁量労働制(注、Bコース勤務)で毎日十三時間以上の勤務が常であるが、成果に対して定量的な評価がなされておらず、勤務体系に見合った賃金が支払われている実感がない」 (ソリューション、三十代男)

## 「二七裁量労働制」がサービス残業の原因

「PM6時から7時が休憩時間だが、みんな仕事を片付けて早く帰りたいから、そのまま仕事を続けている。この時間がまるまるサービス残業になっています」 (横浜、三十代男)

「エースワークで月二十H以上が出ない。月四十時間のサービス残業をやっている」 (横浜、三十代男) 「仕事の偏りが大きい。忙しい人は忙しいが、そうでない人もいる。Bコースの範囲におさめるのが大変」 (京浜、三十代男)

「残業予算が月数時間と言われそれ以上は申請しづらい」 (本社、三十代男)

二七裁量労働制とは電機大手各社が導入している勤務管理体系の一つ。

当を本をくこと摘発されている。月一定額の時間外手当(東芝では約20H程度)を支払い、勤務時間管理は人の申告(裁量?)というシステム。時間枠を超える残業は申請しづらく、実勤務時間を誤魔化すから、法的に問題ありと摘発されている。

本来の「みなし労働」制度としては、昨年「企画業務型裁量労働制度」が導入された。



2004年3月

労働運動を強める東芝の会

川崎市幸区塚越2-225安伸ビル  
TEL&FAX 044-533-1408

リストラや組合づくりの相談は  
電機労働者懇談会・電機ユニオンへ  
電話03-3455-6006 メール denkikon@nifty.com